福島労働局長登録教習機関 登録番号第111号

『小型移動式クレーン運転技能講習』実施要項

主催 一般社団法人郡山労働基準協会

安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条7号、クレーン等安全規則第68条により、事業者はつり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務には厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められております。

標記技能講習を、福島労働局長登録教習機関として、下記により実施いたしますので、有資格者確保のため、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 **学科 令和4年 8月2日(火) 8:50~17:15**

(一部科目免除の方は13:00~16:10) 学科修了試験除く

実技 令和4年 8月4日(木) 8:50~17:15

実技終了試験除く

※講習科目、時間などカリキュラムについては当協会までお問い合わせください

2. 会 場 **《学科・実技》 一般社団法人 郡山労働基準協会**

(〒963-8071 郡山市富久山町久保田字久保田 157-1 TELO24-932-3266)

- 3.科目免除 下記のいずれかの資格(クレーン等運転関係技能講習規程による)を有している方は科目の一部 免除を受けることができます。
 - クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士の各免許保持者。
 - 玉掛技能講習修了証、床上操作式クレーン運転技能講習修了証(特例講習修了証を含む) を有する者。

※建設機械施工技術検定1級・2級(詳細有)、車両兼建設機械(基礎工事用)運転技能講習をお持ちの方はお問い合わせください。

<u>※申込時に免許証又は修了証の写しがない場合は免除無の取り扱いとします。</u>又、当日免 許証又は修了証を持参の上、提示をお願いします。

- 4. 受講料等
- ・20時間コース 1名 34,680円 受講料33,000円+テキスト代1,680円(消費税を含む)
- ・**16時間コース(科目免除) 1名 28,080円** 受講料 26,400円+テキスト代1,680円(消費税を含む)
- 5. 申込締切日 令和4年7月26日(火) [定員になり次第締め切ります。]
- 6. 定 員 20名
- 7. 申 込 方 法 < F A X > < W e b > < 現金書留 > いずれかでお申し込みください。
 - ※締切日までに送金ください。入金を確認次第受講票をご連絡します。 なお、送金手数料はご負担お願いします。
 - ※銀行振込み明細書をもって領収証の発行に代えます。

【ホームページアドレス】 http://www.klss.or.jp/

【振込先】東邦銀行桑野支店 普通預金185986

シヤ)コオリヤマロウドウキジュンキョウカイ

※後日、修了証を送付いたしますので切手が必要です。

申込者が1~3名まで¥404、4名以上は¥414です。

①振込→当日持参願います。 ②現金書留→受講料と併せて準備願います。

- ※電話でのお申込みは受付けません。
- 8. 修 了 証 所定の講習時間を受講し、かつ修了試験合格者に修了証を交付します。
- 9. 留意事項 1)写真は講習当日、協会で撮影します。
 - 2) テキストは、講習当日配布。
 - 3) 受講票・筆記用具を必ず持参ください。
 - 4) 実技当日は、作業に適した服装のこと。
 - 5) 申込締切日以降の取消しの場合、講習料の返却はしませんが、受講者変更は可能です。
 - 6) 遅刻、早退、一時退出者には、修了証は交付しません。
- 10. **建設労働者確保育成助成金** 詳細な事務手続きについては、労働局又はハローワークへお問い合わせください。 【個人情報について】本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って 管理し、本講習以外には使用いたしません。